高圧ガス販売事業届について

１　事業として充てんされた高圧ガスを販売するには、都道府県への届出が必要です。

　　工業用に高圧ガスを販売する事業者は、事業開始の２０日前までに、鳥取県知事への届出が必要です。

※第一種製造者であり、第５条第１項第１号に規定する者がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するときは、届出の必要はありません。

※販売する高圧ガスが、民生用の液化石油ガスである場合は、液石法に定める登録の手続が必要です。細部は、担当者にお尋ねください。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス販売事業届書（様式第２１） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 販売計画書 | 1 | 下記の項目について具体的に記載してください。1. 販売の目的
2. 法第２０条の６第１項に定める経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの
 |
| 消費者への周知文 | 1 | 特定のガス[[1]](#footnote-1)※につき、法第２０条の５に定める義務の履践に必要な書面 |
| 貯蔵施設の位置及び構造に関する図面（貯蔵施設を有する場合） | 1 | 貯蔵施設（設備）を有する場合に限る。高圧ガスの種類、貯蔵能力並びに貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等された貯蔵設備を用いて高圧ガスを貯蔵する場合に限る。）を明記すること |
| 販売先保安台帳の様式 | 1 |  |
| 容器授受記録簿の様式 | 1 |  |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第２１（一般則第３７条）（液石則第３８条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス販売事業届書 | 一般液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 |
| 販売所所在地 | 〒　 |
| 販売をする高圧ガスの種類 | 　 |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。

1. ※ ①溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素、②在宅酸素療法用の液化酸素、③スクーバダイビング等呼吸用の空気及び④③以外のスクーバダイビング等呼吸用のガス（一般則39条1項）、並びに⑤溶接又は熱切断用、若しくは燃料用の液化石油ガス（液石則40条1項） [↑](#footnote-ref-1)